

鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の子どもたちが伝統芸能の継承・保存活動（以下「継承活動等」という。）のため地域の伝統行事や祭り（以下「祭り等」という。）に参加する事業に支援を行い、子どもたちの地域への誇りと連帯感を深めるとともに、次代の鳥取市を発展させる主役となって活躍する人づくりを進めることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、継承活動等に必要な事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の、交付の対象となる者は、鳥取市子ども会連合会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

様式第2号(第7条、第9条関係)

鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

別表（第5条関係）

補助対象経費	
次に掲げる経費とする。ただし食糧費、役員報酬及び接待費は除く。	
1	報償費 （講師・専門家等への謝礼等）
2	旅費 （講師・専門家等の交通費、通行料金等）
3	需用費 （チラシ・ポスター等の印刷費・材料費、消耗品費等）
4	役務費 （通信運搬に係る経費、保険料等）
5	使用料及び賃借料 （会場使用料、車両・機械等の賃借料等）
6	負担金 （祭り等への参加費）